

# 令和6年度の 農業金融について

## 政策担当者に聞く

農林水産省経営局金融調整課長

宮田 龍栄



平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

都道府県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金の皆様をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。また、厳しい農業経営の資金繰りに関し、政府の要請も踏まえて、円滑な資金供給や償還猶予等の条件変更柔軟に応じていただいております金融機関の皆様改めて篤く御礼申し上げます。

### (我が国金融をめぐって)

我が国の金融をめぐっては、改めて申し上げるまでもなく、人口減少による市場縮小や厳しい運用環境などの中で難しい舵取りが迫られる状況が続いています。また、脱炭素・グリーン化の動きの加速化など時代の大きな流れについて、デジタル技術等のイノベーションの力も利用しつつ、いかに対応し、ビジネスチャンスとして活かしていけるかが問われている状況といえます。他方、本年3月には、日銀によるマイナス金利政策の解除といったこれまでの大規模な金融緩和策の変更が決定されるなど、我が国金融情勢は新たな段階へ移行すること

となりました。

各金融機関の皆様におかれましては、引き続き、顧客ニーズに応えつつ経営基盤を強化し、時代の変化に即したビジネスモデルの構築、経営の持続性の確保に不断に努めていただくことを期待いたしております。

### (農業金融について①：金融機関における取組)

各地域の農業の維持・活性化に向けては、農協系統をはじめ地域の金融機関において、経営相談・経営診断などを通じて取引先の農業者のニーズを細かに汲み取り、必要な資金を適切に供給していただくことが重要です。また、金融機関の強さである豊富なネットワークや情報を活かし、農業と食品産業等の農業関連産業の良好な関係の構築に取り組んでいただくなど地域農業のポテンシャルを引き出す取組を展開していただき、そのことが金融機関の収益向上にもつながっていくことを期待いたします。

農業融資をめぐると、農協系統金融機関の新規農業融資額は近年増加傾向にあります。令和4年度の新規農業融資額（長期資金）は4,315億円であり、平成27年度と比べて1.6倍の規模です。また、農協系統以外の民間金融機関における令和4年度の農林業向け新規融資（設備資金）は778億円であり、地方銀行等におかれても積極的に農業経営を後押ししていただいている事例が多々あるものと認識しています。

農業融資が円滑に行われるためには、農

業信用保証保険制度がその役割を十分に発揮することが必要です。我が国の農業経営・農業生産、ひいては国民への食料の安定供給を、いわば縁の下の力持ちとして支えているのが農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様であると考えております。

#### (農業金融について②：農業金融に関する施策)

農業融資に関する施策としては、上記の農業信用保証保険制度等の各種関連制度を適切に運用するよう努めつつ、制度資金に関する利子助成や保証料助成を実施する等の予算事業を措置しています。今年度も必要な事業を展開し、農業者の経営を金融面からサポートしてまいります。

また、民間金融機関の活動を補完する役割を担うのが、政策金融機関たる日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫です。飼料価格をはじめ生産資材価格の高騰の長期化により農業経営が大きな影響を受けている中、農林漁業セーフティネット資金等の円滑な供給を通じて農業経営の下支え機能が発揮されていると考えています。今後も、民間金融機関と公庫が連携・協調し、農業者に必要な資金や経営ノウハウが適切に提供されることを期待しています。

さらに、最近の動きとしては、ESG（環境、社会、ガバナンス）金融に関し、農林水産省として農林水産業・食品産業分野におけるノウハウや実践事例などをとりまとめ（「農林水産業・食品産業に関する ESG 地域金融実践ガイドランス」）、その推進を図っています。

また、農林水産省においては、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、食料・農業・農村基本法の改正法案を国会で審議いただいているところです（令和6年4月

現在）。農業金融施策についても、改正基本法の趣旨を踏まえ、時代の要請に応じたものとなるよう着実に推進してまいります。

#### (信用基金の新たな中期目標について)

信用基金の業務について、昨年度より、第5期中期目標期間が始まりました。中期目標とは、独立行政法人制度に基づくものであり、信用基金などの独立行政法人に対して主務大臣（信用基金については農林水産大臣及び財務大臣）が今後5年間にわたって取り組むべき事項をお示しするものです。独立行政法人は、中期目標をベースに自ら5年間の計画（中期計画）を作成し、実行します。

信用基金にお示しした第5期中期目標においては、農業信用保証保険制度の運営に関する理念・方向性をお示しし、その下で、信用基金に自らの創意工夫に基づく取組を進めていただくこととしています。

目標達成のための指標についても、アウトプット指標よりも、可能な限りアウトカムに着目した定量的な指標を設定しています。

信用基金では、令和5年度の具体的な取組として、①スマート農業の実装案件に係る審査能力の向上、法人化・大規模化した農業者に対する保証引受けの増大のための関係団体との意見交換、②適切な保険料率の設定に向けた基金協会との議論等、③適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けた求償権償却ガイドラインの骨子案の作成などの取組を行っております。引き続き関係各位の御協力をお願いする次第です。

#### (おわりに)

農林水産省として、今後とも、農業経営・農業生産を支え、食料の安定供給を確保していく上で、農業金融が適切に展開されるよう、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様をはじめ関係各位と意思疎通を図りながら、施策を検討し、構築・展開してまいります。

本年度もどうぞよろしく願いいたします。